

京 都 大 学 医 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1 学科</p> <p>第1条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>医学科 人間健康科学科</p> <p>第1条の2 人間健康科学科の<u>専攻</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>看護学専攻</u> <u>検査技術科学専攻</u> <u>理学療法学専攻</u> <u>作業療法学専攻</u> (中 略)</p> <p>第24条 4年以上在学して、<u>専攻区分</u>に応じ次に掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p><u>看護学専攻 138単位</u> <u>検査技術科学専攻 136単位</u> <u>理学療法学専攻 134単位</u> <u>作業療法学専攻 135単位</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第3年次に入学した者については、2年以上在学して、学部の定めるところにより、所定の単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。 (後 略)</p>	<p>第1 学科</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>第1条の2 人間健康科学科の<u>コース</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>先端看護科学コース</u> <u>先端リハビリテーション科学コース</u> <u>総合医療科学コース</u></p> <p>第24条 4年以上在学して、<u>コース区分</u>(先端リハビリテーション科学コースにおいては、<u>講座区分</u>)に応じ次に掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p><u>先端看護科学コース 153単位</u> <u>先端リハビリテーション科学コース(理学療法学講座) 145単位</u> <u>先端リハビリテーション科学コース(作業療法学講座) 148単位</u> <u>総合医療科学コース 145単位</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 看護学専攻、検査技術科学専攻、理学療法学専攻及び作業療法学専攻は、改正後の第1条の2の規定にかかわらず、平成28年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。</p> <p>3 改正後の第24条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>